

第3次潟上市行政改革大綱及び集中改革プラン（案）の概要

1. 計画策定の趣旨

市では、平成18年3月に第1次となる行政改革大綱を策定したことにはじまり、平成22年3月に第2次行政改革大綱及び集中改革プランを策定し、総合計画をはじめとする各種計画との整合性を図りながら、健全な自治体経営を目指し、行財政改革に取り組んできました。また、その進捗状況については、年度毎に庁内及び行政改革推進委員会（外部委員）への報告を行い、実効性のある改革を目指してきました。

一定の成果はあったものの、課題が残る部分もあることから、引き続き行政改革に取り組み、健全な行政運営を推進していくため、第3次行政改革大綱及び集中改革プランを策定します。

2. 計画の期間

本大綱の実施期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。また、実施計画はローリング方式とし、年度毎に適宜見直しを行うこととします。

3. 計画の位置づけ

- 第2次総合計画に掲げる目標を実現するために、本市の行政改革を推進する個別計画として位置付けるとともに、推進にあたっては、市が策定する各種計画と整合性を保ちます。
- 潟上市自治基本条例を尊重し、自治体を経営体と捉え、経営感覚を持って、効率的で迅速な行政運営に努めます。
- これまでの取組における達成状況や、成果等を踏まえ、本大綱においても引き続き取り組むべき事項については、維持・継承することとします。
- 基本的な方針を示す「行政改革大綱」と具体的な計画を掲げる「集中改革プラン」で構成します。

【参考】潟上市自治基本条例

（市長の責務）

第14条第3項 市長は、行政サービス向上のため、効率的で迅速な行政運営を行うよう努めます。

（財政運営）

第24条第1項 市は、財政計画を定め、財源を効果的かつ効率的に活用することにより、健全な財政運営に努めます。

4. 行政改革の目指す姿（重点テーマ）

前大綱に引き続き、重点テーマを次の4つの柱とし、行政運営を推進していきます。

1 市民に開かれた市政の運営

公正で透明な行政運営を進めるため、市民との情報の共有に努め、情報をわかりやすく、親しみやすい形で提供できるような体制を整えます。さらに、少子高齢化や人口減少、ライフスタイルの多様化などによるさまざまな地域課題に的確な対応をしていくために、市民が「地域でできることは地域で自主的に行う」という自治基本条例の理念のもと、行政と市民の「参画」と「協働」のまちづくりを進めます。

2 簡素で効率的な行政運営の確立

多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟に対応するため、限られた経費で最大の効果を創出できるよう、仕事の効率性を上げることが求められています。効果、効率性の観点から、目的を達成した事業等の廃止・縮小や類似する事業を統合するなどの見直し、事務事業の整理合理化を積極的に進めます。

また、政策形成過程を明確化するため、庁内会議を充実させます。

3 地方分権に対応できる行政システムの構築

効率的で効果的な行政運営を進めるには、職員一人ひとりが常に目的意識と高い意欲を持って、既成概念にとらわれずに、柔軟な発想で企画立案することが必要です。

より高度な専門知識を必要とされる事務に対応するため、職員一人ひとりが自己研鑽に努め、個々の創造力と行動力を結集し、潟上に住んでいることに幸せを感じることができるようなまちづくりの実現を目指します。

4 健全な自治体経営の推進

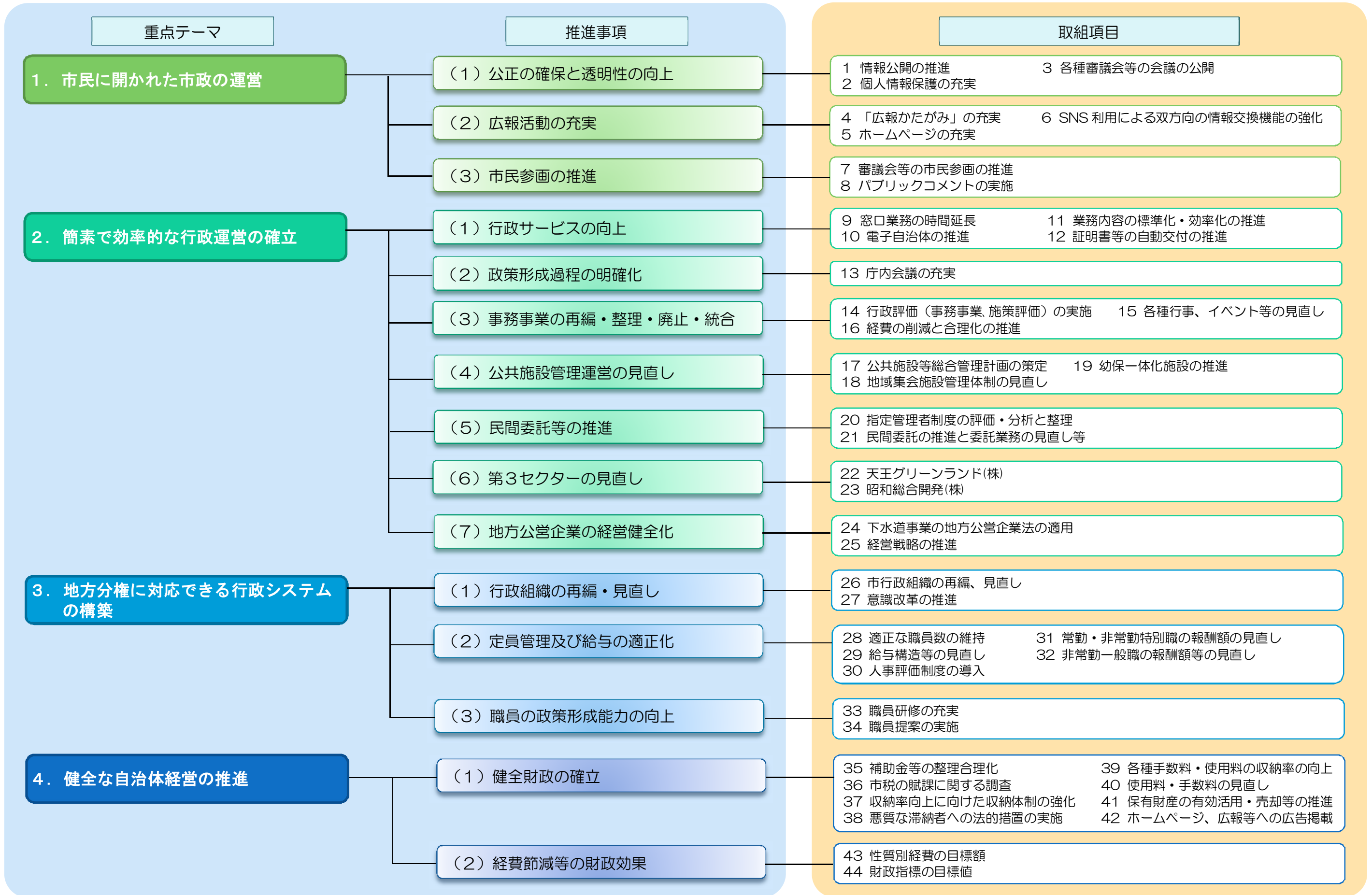
市の財政状況は、生産年齢人口の減少や非正規雇用者の増加等により財源の伸びは期待できず、財源の確保が厳しい状況にあります。

このような中で、積極的に財源の確保を図り、歳出の抑制に厳しく取り組むとともに、様々な行政課題を着実に解決しつつも市財政が危機的な状況に陥ることがないように、職員一人ひとりが行政改革を再確認しつつ、行財政運営に努めます。

5. 計画の体系

行政改革大綱

集中改革プラン（実施計画）



【第2次大綱からの変更点】

- 1-(3) 「市民参画の推進と市民の声の反映」から名称変更。
- 2-(2) 「政策形成過程の明確化」を新たに追加。(3-(3) 「職員の政策形成能力の向上」から分離)
- 4-(1) 「補助金の整理合理化」と4-(2) 「健全財政の確立」とを統合。